

高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス感染症患者受入促進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対する医療提供時における人員体制の強化及び対応医療機関の患者受入れを促進するため、新型コロナウイルス感染症患者のうち認知症若しくは介護認定、知的障害若しくは精神障害を伴う者又は外国人等、特に意思疎通等が困難で看護の負担が大きい患者に対応した医療機関に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象事業者、基準額、交付基準等)

第3条 交付事業者、基準額及び交付率については、別表第1に定めるとおりとする。

2 対象項目及び交付基準については、別表第2に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の交付金交付申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、当該交付事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、交付事業者（間接交付事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付金について、その交付目的に反して使用してはならないこと。

(2) 交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 交付の申請内容を変更（交付金額の増額又は20パーセントを超える減額に限る。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 交付事業を中止又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

- (5) 交付の申請に係る証拠書類は、申請の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 交付事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (7) 交付事業者について、県税の滞納がないこと。

(概算払)

第8条 交付事業者は、交付金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(交付金の返還)

第10条 知事は、第6条に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(検査等)

第11条 知事は、必要であると認めるときは、交付事業者に対し、交付事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 交付事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第7条第5号及び第6号、第10条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 交付事業者	2 基準額	3 交付率
新型コロナウイルス感染症患者等のうち、別表第2の基準を満たしたと認められる患者を受け入れた高知県内の医療機関	45,000円 (患者1名1日当たり)	10分の10

別表第2（第3条関係）

1 対象項目	2 交付基準
認知症	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準において、下記のランクに該当すると認められる者 Ⅱ Ⅱa Ⅱb Ⅲ Ⅲa Ⅲb Ⅳ M 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について (平成18年4月3日老発0403003号) 厚生省老人保健福祉局長通知参照
要介護認定	介護保険制度における要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
知的障害 精神障害	下記のいずれかの交付を受けている者 ・療育手帳制度実施要綱の規定による療育手帳 ・精神保健福祉法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項の規定による障害福祉サービス受給者証 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7第8項の規定による地域相談支援受給者証 ・児童福祉法第21条の5の7第9項の規定による通所受給者証 ・児童福祉法第24条の3第6項の規定による入所受給者証
外国人等	日本語での対応が出来ない者

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 交付事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この交付事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この交付事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 交付事業者は、この交付事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 交付事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を、交付事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 交付事業者は、県の承諾があるときを除き、この交付事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 交付事業者は、県が承諾したときを除き、この交付事業による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(従事者への周知)

第8 交付事業者は、この交付事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 県は、交付事業者がこの交付事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 交付事業者は、この交付事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。